

議事錄目次

第一回

議事日程

一

一、民會議長選舉

辻田總領事告辭

二、明治四十五年、大正元年度民團歲入出決算

三、大正二年民團特別基金決算

四、雜種課金條例中改正案

五、諸車鑑札料條例中改正案

六、榮街開修工費特別會計條例案

七、榮街開修工費特別會計歲入出豫算案

八、新道開修工費特別會計條例案

九、新道開修工費特別會計歲入出豫算案

一〇、大正三年度民團歲入出總豫算案

一一、榮街開修工費特別會計歲入出豫算案(第一讀會續)

一二、新道開修工費特別會計歲入出豫算案(第一讀會續)

一三、大正三年度民團歲入出總豫算案(第一讀會續)

一四、行政委員並に豫備行政委員選舉

一五、民團出納檢査委員選舉

一六、謝意表彰決議案

一七、大正三年第七次通常民會成績

一八、辻田總領事閉會の辭

附錄

- 一、雜種課金條例中改正
- 二、諸車鑑札料條例中改正
- 三、榮街開修工費特別會計條例
- 四、新道開修工費特別會計條例
- 五、榮街開修工費特別會計歲入出豫算
- 六、新道開修工費特別會計歲入出豫算
- 八、大正三年度居留民團歲入出豫算
- 八、大正三年通常民會要錄

(2)

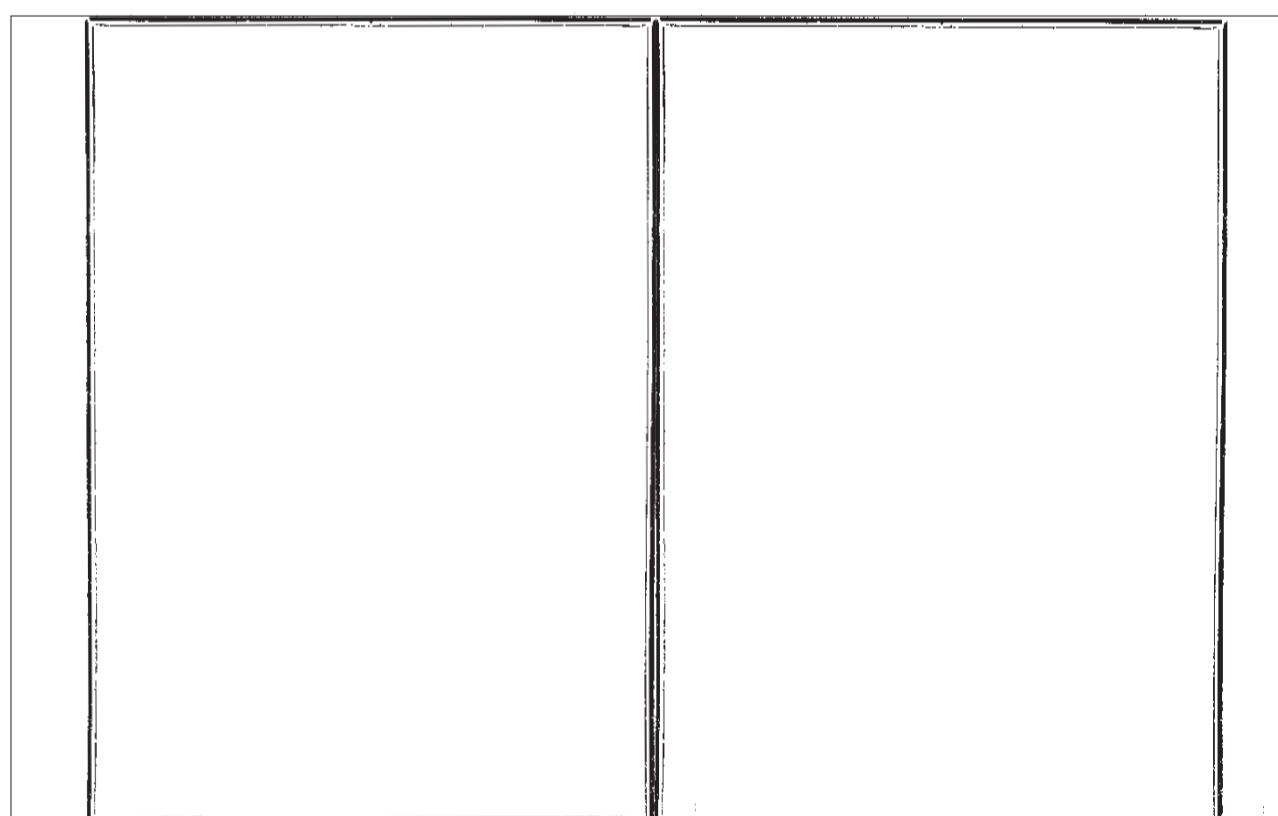
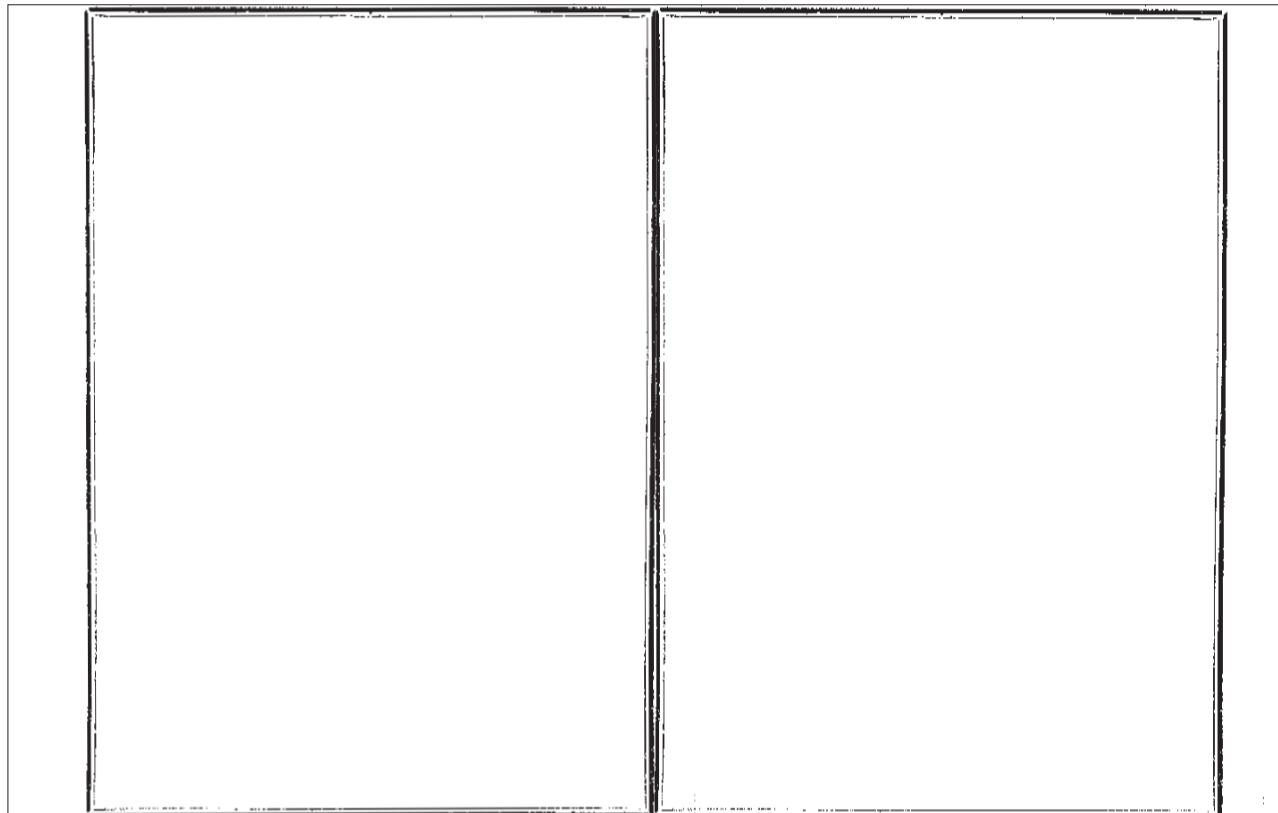
(1)

八五二一七〇六九九六七〇六六五八六五六八三六五八

一九七七五三二一八七五〇九七七五三二一

三三八二八

二七



大正三年通常民會議事錄

第一回

三月二十三日 会場 日本俱樂部

- (1)
- 第一、民會議長選舉
 - 第二、明治四十五年、大正元年度民團歳入出決算
 - 第三、大正二年民團特別基金決算
 - 第四、雜種課金條例中改正案
 - 第五、諸車鑑札料條例中改正案
 - 第六、榮街開修工費特別會計歲入出豫算案
 - 第七、榮街開修工費特別會計歲入出豫算案
 - 第八、新道開修工費特別會計條例案
 - 第九、新道開修工費特別會計歲入出豫算案
 - 第十、大正三年度民團歳入出豫算案
 - 第十一、行政委員並に豫備行政委員選舉
 - 第十二、民團出納検査委員選舉

午後八時四十分開會、議員の出席若くは代表せらるゝ者九十名

(2)

小貴議長 登壇
小貴議長 諸君、議員の出席法定の數に達したるを以て是より大正三年即ち第七次通常民會を開會致しまつた日程に入るに先ち總領事より召集の辭ある筈に付暫く清聴あらんことを望ます(拍手)

窪田總領事 登壇
窪田總領事 諸君豫ねて告示を以て御通知申せし如く愈々本日を以て第七次通常居留民會を開くに當り諸君と此處に相會するを得たるは本官の最も愉快とする所である日本帝國が支那に於て專管居留地を獲たるは明治二十七八年戰役後新たに締結せられたる條約に基きたるものなるが當時日本にては新發展の時期に遭遇せる際にて他に施すべき事業多かりし爲め天津に於ける專管居留地制定に關しては割くへき多くの餘力を有せず且在留民の數も甚だ僅少にして締結せる條約の權利を直ちに實行する能はざりし次第なりしが其の漸次緒に就くに至りしは明治三十二年の頃にして帝國專管居留地中先づ第一に當天津の斯く發展したるは其土地最も日本に近き便宜にするものならんも時の總領事伊集院氏の巧なる政策次第に歩を進め遂に七年前居留民團法を制定したるに始まりそれより短日月の間にも係らず今日の盛運を致すに至りしは主として在留民の努力に依るものと茲に賞賛の辭を呈するに躊躇せざるなりしながら居留地の經營は如斯賞賛せられたるのみにて満足すべきものにあらず即

(3)

窪田總領事 居留民會議長選舉立會人として川村桃吾、原田俊三郎の両君を指名すべし
小貴議長 投票を行ふに先ち一言諸君にお願ひあり昨年の民會に於て圖らすも議長に當選し固く辭退致せし處故なく辭任するは惡例を將來に貽するものなりとの勧告を受け狂けて就任致したる次第なるか熟慮みれば斯る重任は到底私しの堪ゆる能はざる處にして且つ銀行業務も非常に多忙を極める事故議長辭退の事情は昨年も述べし通り事情御諒察ありて無駄な投票は一票も御入れ下さらぬ様他に適任者を選舉せられんことを希望致します

小貴議長 投票に就て念の爲め一言せん投票は無記名にして委任を受けたる向は名刺に自己の外何名と記載せられたし尙ほ法人の代表者に對する投票法は例年の通りなるも本年の代表者は昨年よりも多數に異動あれは充分御注意ありたし

清水章三郎君 只今のお説に依れば小貴君は萬一當選するとも固く辭退するとの事なるが若し當選したる者にして都合により辭任し得らるゝものなるや

小貴議長 相當の理由あるに於ては辭任するを得へきものと思ふ

(川村桃吾君 原田俊三郎君立會)

小貴議長 投票済みたるを以て之れより開票致します

小貴議長 開票の結果投票者と投票數と合致せしを以て是より開票致します

(田中書記投票を讀み上げ黒澤書記之を點計す)

(4)

窪田總領事 居留民會議長選舉立會人として川村桃吾、原田俊三郎の両君を指名すべし
小貴議長 投票を行ふに先ち一言諸君にお願ひあり昨年の民會に於て圖らすも議長に當選し固く辭退致せし處故なく辭任するは惡例を將來に貽するものなりとの勧告を受け狂けて就任致したる次第なるか熟慮みれば斯る重任は到底私しの堪ゆる能はざる處にして且つ銀行業務も非常に多忙を極める事故議長辭退の事情は昨年も述べし通り事情御諒察ありて無駄な投票は一票も御入れ下さらぬ様他に適任者を選舉せられんことを希望致します

小貴議長 投票に就て念の爲め一言せん投票は無記名にして委任を受けたる向は名刺に自己の外何名と記載せられたし尚ほ法人の代表者に對する投票法は例年の通りなるも本年の代表者は昨年よりも多數に異動あれは充分御注意ありたし

清水章三郎君 只今のお説に依れば小貴君は萬一當選するとも固く辭退するとの事なるが若し當選したる者にして都合により辭任し得らるゝものなるや

小貴議長 相當の理由あるに於ては辭任するを得へきものと思ふ

(川村桃吾君 原田俊三郎君立會)

小貴議長 投票済みたるを以て之れより開票致します

小貴議長 開票の結果投票者と投票數と合致せしを以て是より開票致します

(田中書記投票を讀み上げ黒澤書記之を點計す)

<p>(6)</p> <p>小貫議長 開票終りたるを以て是より其結果を報告致します尙ほ大貫氏と記載したるもの一票支那人を投票したもの四票ありたるに付無効として除きます 投票總數八十九票(内無効五票有效八十四票)</p>	<p>(5)</p> <p>内 四十七票 小貫慶治 十五票 森辨治郎 九票 長塩與一 七票 鈴木敬親 二票 松本茂 二票 福山義春 一票 大亦秀助 一票 中山秀一 小貫議長 小貫慶治當選せり(拍手)</p>	<p>小貫議長下壇 小貫慶治君 只今投票の過半數得點に依り私が再び當選する事になりたるも只今申上げたる如く辭任致度き考なるも私から惡例を貽し且つ之れを破る事は好ましからざるに付誰で就任致します附て前年同様充分の御同情を賜はり本議事をして無事經過し得る様御援助を願ひます(拍手)</p>	<p>◎日程第二、明治四十五年、大正元年度民團歲入出決算 中戸川忠三君 私は議事の進行に就て一言質問致したし本夕は見渡す處支那人の出席者非常に多く從つて日本語に通せる者多數あると認む是等に對し議事の賛否に関する態度は如何にするや</p>
<p>長峰委員 嘗て民團規則は民會には必ず日本語を使用せざるべからざる事になり居れり 左様御解釋を願ひたし</p>	<p>鈴木委員 只今之の議題たる本案は御承知の通り民會より選出せる出納検査委員が三ヶ月毎に審査を遂げ夫れを會計主任より行政委員會に提出し行政委員會より更に特別委員として選ばれたる西本、森の両君と本員とが専ら之が調査に當り全部査念せしん事を願ひます(賛成)</p>	<p>小貫議長 他に質問なきや</p>	

<p>(8)</p> <p>民 會 議 案 雜種課金條例中改正案 一、第二條中飲食店二等の次へ「三等銀五十仙」の一項を加ふ 明</p>	<p>從來飲食店湯屋及理髮等の業を營むものは營業課金として負担年額最低銀四弗より全六弗の間に於て賦課せられたり然るに雜種課金條例改正の結果是等は悉く本條例内に編入せられ適當の課金を負担することを得たるも獨り飲食店業者は各倍額以上の課金を負担しつゝあるを以て稍公平を得たるものにあらずと認め茲に改正案を提出する所以なり</p>	<p>長峰委員 只今の朗讀に對し説明致します本案の主なる目的は新稅を徵收するに非らずして此等の負担額を幾分輕減せしめん考ひなり要するに昨年營業課金として納入し來りし特種の營業を雜種課金として徵收することとなりたる内獨り飲食店のみは月稅一弗に止め月五十仙の一項を設けさりし爲め水水屋、しるこ屋等の如き下級飲食店は稍其負担に堪へざるの傾向あるを以て改正致したる次第なり</p>	<p>小貫議長 質問なきや(異議なし)</p>
<p>鈴木委員 本案は簡単なれば議事の進行上第二第三讀會を省略して直ちに可決せられん事を希望す(賛成)</p>			

小貢議長 他に異議なきや(異議なし)

小貢議長 本案は異議なきと認め讀會を省略し可決確定と致します

●日程第五、諸車鑑札料條例中改正案

小貢議長 日程第五諸車鑑札料條例中改正案に移ります

小貢議長 本案も書記に朗讀させます

(田中書記朗讀)

民會議案

諸車鑑札料條例中改正案

諸車鑑札料條例中左の通り改正す

一、第三條中營業馬車「同洋銀十二弗」を「一ヶ月洋銀二弗」と改む

説明

諸車鑑札料條例中鑑札料の年額及月額に區別しあるは前者は自用車にして一租界の鑑札を受領せば其共通協約成立したる租界を自由に通行し得るもの後者は否らず性質上營利の目的なるを以て通行すべき各租界的鑑札を受けるべからず本條例に定むる營業馬車の如きは是後者に屬すべきものなれば年額を前納せしむることは負担者の堪へる能はざる嫌あり殊に他租界に在りても亦月額として納入せしめるを以て之れを改正するの至當なるを認めたるに因る

長峯委員 只今の朗讀により説明を要せること思ふ要するに營業馬車も年税なる故

へ多數の車輛を所有する者に於ては其の負担容易ならず依て月税と改め納期を區分するは一時に多額の税金を上納する苦痛を免れ納稅者の便利とする處なり 鈴木委員 昨年月税と決議したるも月税の方は負担者に取りて便宜を得ることを信し斯く改正したものなれば是れも第二第三讀會を省略して可決せられん事を望みます(異議なし)

小貢議長 他に異議なきと認めの本案も讀會を省略して可決確定と致します

●日程第六、榮街開修工費特別會計條例案

小貢議長 日程第六榮街開修工費特別會計條例案に移ります

(田中書記朗讀)

民會議案

榮街開修工費特別會計條例案

第一條、榮街開修工事(福島街、榮街角より支那街に至る延長三十間幅五間)は特

別會計とし大正三年度より起工す

第二條、開修工費は一時民團準備基金より繰替支出し漸次地方地主より徵收し準備基金へ回収す但道路敷地を寄附したる地主に對しては其價格に應し本

工費の負担額を減少又は免除することを得

(10)

(9)

(12)

(11)

第三條、工費の徵收は大正四年度より起り同八年度に至る五ヶ年間に毎年總工費の五分の一とす

第四條、工費徵收期工費負担區域及其標準等に關しては榮街開修工費特別會計規則の規定を準用す

長峰委員 之は只今朗讀の通り榮街開修工費特別會計條例に關する案で即ち其道路は榮街大和公園向角より支那街道路に接續するものにして最初支那官廳より總領事館を經て當民團に照會し來りたるものなり民團に於ても數年前より租界發展上其利益を認め既に計畫する處ありしに這回先方より交渉し來りたるを以て榮街開修工費特別會計規則の規定に依つて本案を提出したるものなればして之は支那官廳に於て開修せざれば當方に於ても起工せざる考にして目下領事館の手を經て交渉中てあります

西本委員 此道路は支那官憲より領事館を經て三不管と日本租界との間即ち三十間の道路を開き與れとの交渉ありしも此際本員は此工事は些か早計の嫌ひある如く認めたりしも支那側との聯絡上不得止る事考へ計上するに至りたる次第なり尤も支那側より工事に着手せば當方も直ちに之に應する云ふ覺悟なれば即ち之を準既定の經營費として承認あらん事を希望す

清水幸三郎君 西本君の説に依れば支那側は未だ其開修に就ては歩を進め居らざる模様なるが僅々三十間位ひの道路開修費ならば明年度の豫算に組入れて差闊ぬながらんとと思ふ

中戸川忠三君 私は本案に大賛成を表するものなり三不管に通する道路は極めて必要と認め殊に僅々三十間の道路なれば寧ろ當方より道を開ひて支那側を誘導せん事を希望す

長峰委員 清水君の説は支那側より進んで來らざれば宜しからんとの事なるか支那側より開修せざれば當然廢案となる事を一言述べて置きます

中戸川忠三君 私は前にも述べし如く當方より進んで着手する方針を取られん事を願ひます

小貢議長 清水君は廢案を希望するの意なるや

清水幸三郎君 左様です

小貢議長 然らば之れより本案及び廢案の二説に付き賛否を探ります

小貢議長 清水君の廢案説に賛成の諸君は起立を願ひます(少數)

小貢議長 賛成者少數と認め即ち清水君の廢案説は消滅致しました

小貢議長 本案に賛成の諸君は起立を願ひます(多數)

小貢議長 原案賛成者多數と認めますから引き議事に入ります

<p>(14)</p> <p>鈴木委員 本案は先の二案より重大なるを以て特別審査委員に附記し次の案と同一に審査會に附議せられん事を希望す(賛成)</p> <p>松村利男君 特別委員附記説に賛成致します</p> <p>中戸川忠三君 本案の第二條にある地方地主とは何を意味するものなるや</p> <p>長峰委員 地方地主の範囲は行政委員會に於て決定する積りなり</p> <p>西本委員 本案も便宜上讀會を省略しては如何</p> <p>小貫議長 其前に一寸注意致します第七案も之に關聯する議案なれば此の六七両案一括して議題と致した(賛成)</p> <p>清水幸三郎君 只今第六案の一讀會は通過した様であります支那側から工事に取扱らざれば廢案となる云ふので本員も多少安心した譯であります依て本案第三條の工費徵收は大正四年度よりあるを工事竣工後にて改めたいのであります</p> <p>小貫議長 其れは二讀會に於て願ひます</p> <p>清水幸三郎君 只今は二讀會ではありますか</p> <p>小貫議長 未だ二讀會を開きません</p> <p>小貫議長 次きは第七案築街開修工費特別會計歲入出豫算案に就て質問なきや異議なし</p> <p>小貫議長 質問無きにより第一讀會通過と認めます(賛成)</p> <p>小貫議長 其れでは日程第六の築街開修工費特別會計條例案と日程第七の築街開修工費特別會計歲入出豫算案を一括して第二讀會に移ります</p>	<p>(13)</p> <p>鈴木委員 本案は第八案及第九案に似て居りますから前同様の手續きを願ひます</p> <p>◎日程第八、新築道修工費特別會計條例案</p> <p>松村利男君 次は日程第八新築道修工費特別會計條例案に移ります</p> <p>小貫議長 本案は只今書記をして朗讀せしむべし</p> <p>(田中書記朗讀)</p> <p>民會議案</p> <p>新築道修工費特別會計條例案</p> <p>第一條 新築道修工事(旭街より壽街を經て山口街に至る延長百二十一間、幅五間)は特別會計とし大正三年度より起工し同四年度に竣工の豫定とす</p> <p>第二條 修工費は一時民團剩餘金より支出し漸次地方地主より徵收し剩餘金へ回収す但道路敷地を寄附したる地主に對しては其價格に應し本工費の負擔額を減少又は免除することを得</p> <p>第三條 工費の徵收は大正五年度より起り同十四年度に至る十ヶ年間に毎年總工費の十分の一とす</p> <p>第四條 工費徵收期、工費負擔區域及其標準等に關しては壽街開修工費特別會計規則の規定を準用す</p> <p>附</p> <p>本條例は行政委員會より總領事に具申し既定條約に照らし支那當該官憲に知照し其決定を俟つて實施す</p>
--	--

<p>(16)</p> <p>藤田委員 此の開修道路は成べく本年中に開通させ度き考なりしも豫算の關係上本年度は單に土地の一部を買收し來年度に於て残りの分を整理して道路を築造し即ち二ヶ年の繼續事業として施行する事とせり其新道は旭街丸二藥房の向ふ角より新壽街を横断して開口を過ぎ山口街に通する道路であります</p> <p>富成委員 四十一年に壽街の改修道路を行ふ時より本工事の着手を期待せり四十三年度にも本案を提出して迷惑を掛けたる事あり之が爲め其附近の家屋は現に崩壊し乍ら警察署より其修築を許されず大に困難を感じる者多數なれば何卒本案に御賛成ありたし</p> <p>清水幸三郎君 賛成なるも前きの第六案では第三條に於て五ヶ年十分の一と定め本案は十ヶ年十分の一とあり之は如何なる算出法なるや</p> <p>長峯委員 前案の十分の一とあるは活字の誤植で十分の二であります</p> <p>松本茂君 十分の二であるならば五分の一としては如何(賛成)</p> <p>長峯委員 五分の一と改めます</p> <p>小貫議長 日程第六案の第三條中の十分の一を五分の一と訂正する事に決定致します</p> <p>小貫議長 只今原田君の述べられたる如く本案も總豫算の審査委員に附記する事に異議なきや(異議なし)</p> <p>小貫議長 異議なきと認め本案は總豫算審査委員に附記する事に致します</p>	<p>(15)</p> <p>長峰委員 第八案及第九案は第七案に似て居りますから前同様の手續きを願ひます</p> <p>◎日程第八、新築道修工費特別會計條例案</p> <p>小貫議長 本案は只今書記をして朗讀せしむべし</p> <p>(田中書記朗讀)</p> <p>民會議案</p> <p>新築道修工費特別會計條例案</p> <p>第一條 新築道修工事(旭街より壽街を經て山口街に至る延長百二十一間、幅五間)</p> <p>第二條 修工費は一時民團剩餘金より支出し漸次地方地主より徵收し剩餘金へ回収す但道路敷地を寄附したる地主に對しては其價格に應し本工費の負擔額を減少又は免除することを得</p> <p>第三條 工費の徵收は大正五年度より起り同十四年度に至る十ヶ年間に毎年總工費の十分の一とす</p> <p>第四條 工費徵收期、工費負擔區域及其標準等に關しては壽街開修工費特別會計規則の規定を準用す</p> <p>附</p> <p>本條例は行政委員會より總領事に具申し既定條約に照らし支那當該官憲に知照し其決定を俟つて實施す</p>
--	--

田氏の前説に従ひ委員附託に願ひます。

清水幸三郎君 現今居留地の地價も非常に昇騰せしやに聞く然るに前年度と同じく土地買収費を一坪十五弗に見積りあるも果して此の價格にて買収し得る見込あるや

藤田委員 十五弗を定めたるは固より成算のある事にて且つ是等は公共的のものなれば反対者も無からんと思ひ乍りに反対者ありたる時は土地收用法に準して買収するの考なり

小貫議長 他に質問なきや。

小貫議長 鈴木君の省略説に異議なきや(賛成)

小貫議長 異議なきと認め本案は讀會を省略し可決確定と致します

(◎)日程第九、新道開修工費特別会計歳入出豫算案

小貫議長 日程第九案に移ります本案も原田君より委員附託に致したき動議あり諸君異議なきや

清水幸三郎君 私が前に土地買収に關し述べたるは現に地價が昇騰はあるが故なり西本委員 買收法の價格は十五弗にて行ふ豫想にて立案したるものなりしが若し實行し能はざるとして之を引上くるは今後於て頗る面白からなる結果を見る事に至る事をも考へざるべきからず

清水幸三郎君 十五弗の豫算は西本君の説によれば甚だ宜しき様なるも其れが爲め全家庭を失ふ如き居留民の顛はれて之に應せざる事わらは到底實行し得ざる事と信す

藤田委員 清水君の意見は一應最も異なる御承知の如く其地方は警察署より八ヶ間敷訓達し家屋の建設は勿論小修繕も嚴禁ある有様なれば彼等も其開修實施の早からん事を希望しつゝあるやに聞きたるを以て今清水君の案じられる如く左程困難にては莫からんかと思ひます

中戸川忠三君 私は委員附託説に賛成致します

小貫議長 异議なきと認め前同一の委員に附託する事に決定致します

(◎)日程第十、大正三年度民團歳入出豫算案

松村利男君 何れ本案に對しては長い高説もある事と信するを以て本日は之にて散會し明日改めて開會致しては如何

長峯委員 本日本案の第一讀會を開き豫算の説明致しました

松本茂君 私は説明を承りたし(賛成)

清水幸三郎君 私は頗る記憶の薄い男でありますから成る可くなれば議する前に説明を承り度きを以て本日は之にて散會せられん事を希望致します

松本茂君 私は頗る記憶の好い方ですから是非共本日説明を伺ひたし

小貫議長 本日説明を開く方に賛成者はありますか(賛成)

小貫議長 賛成者多數と認めますから本案の一讀會を開きます

長峰委員 然らば豫算の大体を説明します從來當民團の豫算は年來の經驗に依り極め

(18)

(17)

(20)

(19)

清水幸三郎君、其等級の標準は如何にして定めたるや

黒澤書記 其れは營業の状態及其他の方法によりて決定せり

清水幸三郎君 雜種課金の附加に就ては私も些か研究せし所あり殊に料理店には或る深い關係上其内情を知悉せり九政は如何にも外見上一等料理店に入る可きものならんも其の内情に至りては他に比較して頗る劣つて居るやうな有様ですが……

長峯委員 清水君の只今の説は税金等級査定上の問題と思ひますから此は行政委員へ委任事項でもありますれば他の時に於て質問を願ひます

松村利男君 歳入に於ける第一款第二項の取得課金は其率前年に比べて増加せるに拘らず僅々千四百餘位の増加になり居るは如何なる理由なるや

長峰委員 取得課金は其の負担者少く且つ支那人に對しては各種の干係事情に依り日支人同率に増税の不可なる理由ありしを以て本年度は増額せず從來の課金率を標準として取得高を改めたるに過ぎざるを以て多額の増額を得ざりし次第なり

松村利男君 支那人の販得高を改正せりしそは如何

長峯委員 税率の改正は公平を保つ爲めにして殊更歳入増加を目的としたのではありません

松村利男君 歳入の項目を見るに大抵の項目を列記しあるも獨り不動産に對する課金の計上しあらざるは如何又之等のものに對しては如何なる方針を取らるゝ考なるや

長峯委員 行政委員會にては何等決定せざるも將來は必ず徵收すべき希望であります

松村利男君 若し將來に於て徵收する事となる時は天津居留民の多くは借家住ひを希望して土地家屋を所有する者なき有様とならん然らば或る一部の所有者に課金する場合其課金は間接に吾人借家住ひの者の頭上に来るべきは想像に難からざる次第なりと信ずるが其時に於ける税目の増減は如何なり行くや

長峰委員 松村君の説は免く了解せり然し未だ其れまでには決定せず若し土地家屋に賦課する以上は他を改正すべしとの説も或は出てん殊に鈴木君の如きは松村君同様の意見を抱持し居らるゝに聞いて居ります

松村利男君 説出の第一款第十一項に宿直料として百八十余弗を計上しより目下の吏員各交代にて宿直して居らるゝも將來新築の場所に移轉して必要あるや

長峯委員 移轉すれば規模も現在より以上に大きくなりますから尙更必要な事と思ひます

松村利男君 同第二款の民會書記手當は豫算にて不足なきや

長峰委員 足りるのであります

清水幸三郎君 菜市場の料金が前年度より増加したるは如何なる理由なるや

黒澤書記 市場の戸敷は二十戸ありて現在にては全部塞りて居ります即ち昨年より借家人の増加したる爲なり

清水幸三郎君 家屋以外の中央の場所は貸さる方針なるや

黒澤書記 現在にては中庭の租借者なき爲め豫算に計上せず萬一借用人のありたると

(22)

(21)

(24)

(23)

・きは其料金は大正三年度決算書に記載致します

中戸川忠三君 歳出臨時部第一款第二項に小學校建築敷地埋立費三千餘弗があります

が小學校は建築する事に決定せしや

鈴木委員 就學兒童の増加は目下の校舎にては狹隘を告げ収容し能はざるを以て再三再四調査を遂げたる結果現在の場所に増築すべきものとして設計致したるも増築の工費意外に多額を要するのみならず殊に現在の校舎の瓦は不完全にして且つ危険なれば近き将来是非とも改築せざる可らずとの事にて増築並に改造に要する總經費を

見積せしに約三万弗近くに達すると今一つは現在の場所が道路の豫定地に當り増築すれば校庭を失ふ事となり到底良策なき爲め種々審議の末外務省より借用せる土地に移轉する事とし既に更員宿舎地として埋立たる土地を利用する事に決定せる次第

なれば何卒本案に賛成を願ひたし尙を原案確定せば直ちに實施する積りで之れが實行方法は行政委員に委任して貰ひ度いものであります

松村利男君 臨時部補助費は鈴木委員の説明に依り了解せしも幼稚園の補助費が四百

弗に削減せられたるは聊り日本人に對し恩恵を薄くする嫌ひあれは宜敷幼稚園の爲めにも努力あらん事を希望致します

鈴木委員 幼稚園の補助費は何年間で定つて居りますから其期限の満了したるとき更に園主より請願もある事と思ふにより何れ相當の方法を講ずる考へであります

松村利男君 私は茲に最も熱心に最も眞面目に質問する事かあります其れは洋妾に課税する事で這の洋妾なる者は頗る收入のあるものゝ如く中には月三百弗以上を得る者もあるや聞く其が爲め或る方面に使用される女等は之に轉業する者非常に多數あるこの事でありますから何ぞが此等にも適當の税金を賦課する方法を講せられん事を希望致します

西本委員 松村君の説に對し財務委員をして答へん行政委員會には未だ斯る説は出て居りません

鈴木茂君 説出経常部第一款事務所費第一項に理事一名云々であるが本年は理事を置く積りなるや若し任用することせは餘り俸給額少なき難はなきや

長峰委員 之は行政委員會の議題となりまして本年も茲に計上したのであります

鈴木茂君 一ヶ月分の俸給としては余り少額なりと思ふ一ヶ月百四十弗位では立派な理事は得難き事と思ひます

小貫議長 鈴木茂君の御意見は二讀會に於て致されたし

清水幸三郎君 歳出に計上されある土木其他の外に建物もある等なるに建築技師の必要なきや

長峰委員 必要ありと認め歲出の部に計上してあります

清水幸三郎君 目下租界局にて爲しつゝある工事の如き僅か一人の技手にて監督を行ふ事を得るや

長峰委員 今日まで何等差間なかりし又行政委員特別委員等の中よりも屢々団張して

監督しつゝあれば民團の方にては充分ならんと思ひます
清水幸三郎君 目下の如き建築工事は充分なる研究を要せざるべからず然も十萬弗内外を要する工事の監督を僅か一名の技手に委して宜敷きものなるや且つ特別委員諸君の監督あると雖も該委員等は果して工事監督の能力あるや私は疑問を致して居る次第であります

長峰委員 斯る議論は二讀會に於て致されん事を望みます

清水幸三郎君 開口の家屋は借入期限の定めあるや
黒澤書記 別に期限を定めざるも民團に於て必要と認めたるときは直に明渡す事になります
松村利男君 時間も遅いやうですから本日は之れにて散會を願ひます

原田俊三郎君 私は本總豫算案を審査委員附託に願ひます其の委員は十名とし議長より指名あらん事を願ひます

松村利男君 本案に就ては種々なる意見もある事と信する以を討論に附して後審査委員へ附託あらん事を希望します殊に審査委員に附託したる以上は其意見を尊重せねばならぬとの御意見もある事なれば尙更の事と思ひます

森委員 慣例によれば尊重する云ふ事でありますか二讀會に充分出來る事であります

小貴議長 松村君の説に賛成の方は起立願ひます

小貴議長 創規の賛成者がありますから松村君の動議は成立せしにより之れより採用致します
長峰委員 松村君の説による事本夜は質問止めて散會し明晚を討論會と致す様な意見なるも從來の慣例を記憶せられん事を願ひます

松村利男君 只今の動議は取消し致します
小貴議長 討論は委員附託後に於ても出来ますから一言注意して置きます

小貴議長 原田俊三郎君の委員附託説に賛成の方は起立を願ひます(起立多數)

小貴議長 賛成者多數と認めますから本案は委員附託と致します

清水草三郎君 格別討論すべき點があるやうにも見え又夜も深更したるのみならず

殊に清水幸三郎君等の議論は脱線許りにて要領を得ず議事の進行上非常な障害となるやうですが速かに委員を指名せられて附託せられん事を希望致します

長峰委員 先刻傍聴席の方より罵言が起つたやうでありますか議長の取締りを願ひます

小貴議長 罵言を弄した人は歸つたやうであります

原田俊三郎君 先に審査委員を十名と述べましたが其れを取消して新たに五名と訂正致します

小貴議長 原田君の只今の修正説に對する異議なきや(異議なし)

小貴議長 然らば前の第七案榮街開修工費特別會計歲入出豫算案及第九案新道開修工

費特別會計歲入出豫算の二件は本案と共に豫算審査委員に附する事とし其委員は原田俊三郎君 神谷佐兵衛君 岡村繁蔵君 中戸川忠三君 大亦秀助君 以上五名を指名致します(拍手)
小貴議長 原田君の總豫算案を審査委員に附託するとの説は大正三年度民團歲入出豫算追加案も含んで居るのですか

原田俊三郎君 勿論です

小貴議長 今晩は豫定の議案を議せしを以て是れにて散會致します尙ほ審査委員會は明廿四日午後一時より租界局に於て開會し全午後七時より引續き民會を開會致します(拍子)

時に午後十二時

原田俊三郎君 三月廿四日 会場 日本俱樂部

第一、議事日程

第一、榮街開修工費特別會計歲入出豫算案(第一讀會續)

第二、新道開修工費特別會計歲入出豫算案(第一讀會續)

第三、大正三年度民團歲入出豫算案(第一讀會續)

第四、行政委員并に豫備行政委員選舉

第五、民團出納検査委員選舉

第六、願意表彰決議案

◎日程第一、榮街開修工費特別會計歲入出豫算案

午後九時廿五分開會、議員の出席若くは代表せらるゝ者八十名

小貴議長 議員の出席者定數に達せるを以て之より開會致します前回審査委員附託となりし榮街開修工費特別會計歲入出豫算案を只今審査委員長より審査したる結果を報告せらるるに付き謹聽を願ひます

原田審査委員長 昨日の本會に於て吾々五名は審査委員に指名されまして本日午後一時より租界局に於て審査會を開き最も慎重に審査したる結果榮街を支那街に接續せしむる事は最も緊要なるものと認め先づ土地の繁榮を期せんことを必ずや交渉の整理を計るに若かすとし殊に本案の如き支那官憲より持ち掛けられても支那街繁華の中樞と目せられる三不管と接続するものにしてそれが僅かに三十間計りの道路

を開修して今後莫大なる利益を得るものなれば審査委員に於ては大賛成を以て本案を採用せし次第なれば議員諸君も這の意味に於て本案に賛成あらん事を希望致します

小貴議長 質問あれば速かに致させられました

清水幸三郎君 日程を進む前に私は本議案以外の件に就て質問を致し度し

長峯委員 勵議を起し定數議員の賛成を得て議題と致せられました

清水幸三郎君 然らば議員諸君の賛成を求めます

長峰委員 私は已に日程に這入つたものと認めます
清水幸三郎君 私は日程に這入つたものは認めます
原田俊三郎君 私は審査委員長とし日程に這入つたものを認めて審査の報告を致した
のでありますから議長に注意致します

小貫議長 清水幸三郎君の動議に賛成は無いやうですから機を見て提出せられては如何
清水幸三郎君 其れでは本案に就て質問致します私は只今審査委員の報告の如く僅か
に三十間の道路の開修工事は急に行ふ必要なしと思ふ此の工事より尙を他に爲すべき租界の仕事は多々あるのであります行政委員に於ては道路の開通に關する租界第一期の經營に對し如何なる方針の下に計畫を立てつゝあるや

長峯委員 清水幸三郎君は僅か三十間の道路と云はるゝも道の道路は審査報告にもある如く多大の利益を得る以上は無論賛成ならんと信す
清水幸三郎君 賛成は致しませぬ私は租界第二期の全部に關する經營の方針を尋ねる所であります

長峰委員 將來の經營に就ては何等確定したる方針なし
清水幸三郎君 將來の方針もなき行政委員の計畫たる本道の開修は斷然認むる事能は
ず而して道に注意すべきは只た日本租界のみが從來の經營方針を以て開修するなら
は大なる間違にして支那街にては昨今土地を非常に高く盛り上げ二三尺より高き所

は五六尺にも及はんとする位ひてあれば其邊の調査も充分研究あらん事を希望致し
ます
小貫議長 他に質問なきや

岡村繁蔵君 異議なし
小貫議長 清水幸三郎君の反対説に賛成なきや
清水幸三郎君 従來當租界には數多の道路を設計せられ殊に昨年の如き設計以外に多くの道路を開修せられたり要するに目下赤山技手の設計せし如き道路に對し無益な費用を使ふ必要からんと思ひます

小貫議長 格別質問もない様ですから本案を二讀會に移しては如何
岡村繁蔵君 賛成
小貫議長 それでは二讀會に移ります
(賛成異議なし)

小貫議長 異議なきと認め本案全部を議題と致します
小貫議長 諸君に於て御意見あらは速に致されだし
清水幸三郎君 榮街の開通に就て豫算委員の審査せられたる結果其利益は何程なるや
只た單に多大とのみにては不充分と思ひます

原田審査委員長 通行の有様其他の状況より察したものにして未來に屬する適確な
はありますから議長に注意致します

(20)

(29)

(32)

(31)

鈴木利男君 清水幸三郎君の議論は一向要領を得ず反対なるや或は賛成なるや要するに本道は餘り大した必要なきを以て先きに芙蓉街道を開通せよと云ふのですからもし本道路は支那官憲よりの交渉に基いて開修を行ふ事に決議したとの事にて其將來の案に對しては知る所なきも支那官憲よりの交渉である以上之に應じて宜敷かるべく且つ審査委員も之を認めたるものは原案に賛成しては如何や
清水幸三郎君 私の意見は要領を得ざるか知れざるも只だ單に本年度に於て之れを行はす一時之を繰延べよと云ふのであります即ち先に述べたる如く支那街の方にては土地を二三尺乃至五六尺も高くしてありますから充分其邊の研究を爲したる上施行せられん事を希望するのみにして是の費用を他の下水道等に振り向けては如何と云ふのであります
小貫議長 本案全部に關する討論の様でありますかそれは三讀會に於て致されたし
小貫議長 鈴木委員 私は行政委員ですか議事の進行を計るのは自家の計畫の進行を計るやうなもので甚だ心苦しき次第はるも清水幸三郎君の説は同一なる事を己に五六回も繰返されてあります議事に關しては少くも二度以上同じ事を繰返す事が出來ぬのが原則であります
小貫議長 が清水幸三郎君に於ても其邊に克く注意あらん事を乞ひます又一般の議員諸君に對して述べます
が十名の行政委員と五名の審査委員にて慎重協議したる本案なれば吾々より率先して賛否を表せられん事を希望致します
小貫議長 他に異議なきや異議なし
小貫議長 然らば本案は讀會省署可決確定と致します
小貫議長 讀いて三讀會を開くに異議なきや(異議なし)
小貫議長 読會省署の説に異議なきや(異議なし)
小貫議長 本案は讀會省署可決確定と致します
◎日程第一 新道開修工費特別會計歲入出豫算
小貫議長 次きは日程第二案の二讀會に移ります
小貫議長 原田審査委員長 本案は前案同様緻密なる調査を遂げたる結果緊急問題として交通の整理上其必要を認めたのであります就中本案の如きは數年來の問題でありました
が何分租界の經濟は不充分なる爲め今まで延引したのであります本道路と云ふは

旭街丸二番房角横町より新築街に出で開口を縱貫し更に山口街へ出るのをあります。が本年度の經濟にて全部の起工を始むる事能はさるを以て貞だ單に土地の賣收を行ふにのみにして遺憾なから來年度より工事を起す事に決定せし旨行政委員よりの説明を開き榮街同様熱誠を以て本案に賛成した次第であります。

清水幸三郎君 原田審査委員長の説明の通り旭街より新築街に出で開口を貫いて山口街に出るものとすれば本道路の開修費中の土地買收費が坪十五弗にて計上あるも果して此の價額にて買上げ得る見込あるや。

原田審査委員長 只今清水幸三郎君の述べられたる説は本日の審査委員會にも議論あり神々研究致したるか從來十五弗にて買上たるものと本道路のみ其れ以上の買方を爲す事は將來面白からざる禍を胎すべきものにして現在の價格は或は萬率なるやも知れざるも本道路に沿ふて居住する人々も之が公共的事業なる以上は固より賛成を表する事と信し若し不可能の場合に立至らは行政委員の手心に信頼して行ふ事に取極めあるを以て今茲に現に計上し得る事情ある故拾五弗と致したのであります。

小貴議長 他に質問なきや(異議なし)

小貴議長 然らば前案同様一括して議題となし第二讀會を開きます(賛成)讀會省略と云ふ者あり

小貴議長 他に御異議なきや(異議なし)

小貴議長 本案も讀書を省略して可決確定と致します

(34)

(33)

●日程第三、大正三年度民團歲入出總豫算案

小貴議長

次きは日程第三案に移ります

小貴議長 本案に附ても審査委員より報告がありまますから御開取りを願ひます

原田審査委員長 本案は本民會議案中最も重大なる問題でありまして吾々審査委員に於ても議員諸君の附託に背かぬやう慎重なる態度を以て充分の審査を行ひましたが

賢明にして手腕ある行政委員諸君が加ふるに多年の経験を以て編制せられた豫算案

でありますから些の缺點をも發見せず大に感服した次第であります今茲に審査した

る結果の報告書を朗讀致します

榮街開修工費特別會計歲入出豫算案外三案審査報告書

榮街開修工費特別會計歲入出豫算案新道開修工費開特別會計歲入出豫算案、大正三年度民團歲入出豫算案、同追加案は三月廿四日午後二時より租界局に於て審査委員會開會せり行政委員列席の上慎重なる審査を遂けたる結果榮街及新道開修工費特別會計歲入出豫算の二案は原案の通り可決し大正三年度民團歲入出豫算案中歲入經常部第三款使用料手數料中の大車鐵札を租界内の要所に於て支那人間に賣せらるゝ形跡あるを以て今後取締方を嚴重にすると共に出來待へくんは車体に番號を附し毎月鑑札下附の際車体を検査し以て是等弊害を除かる様新行政委員に研究方を希望し又行商人中空瓶賣を支那人某の獨占業となり居る様聞けり依て是等も種々の弊害少からざれば一般に該業希望者に許可せんことを希望し

次て歲入經常部全部は原案の通り可決し歲入臨時部に至ては第一款前年度繰越金中に臨時歲出追加案の七千五百弗を外に一千〇八十弗を増加し計一万三千五百八十弗と修正し歲出經常部第一款の事務所費俸給及手當中理事俸給及旅費に千八十弗を增加し計九万二千四百二十四弗十仙と修正し歲出臨時部第一款土木費中第二項小學校建築敷地埋立費あるを小學校建築豫定地埋立費と訂正し更に歲出追加案として第五款民團事務所公會堂設備費の一項を設けて七千五百弗を計上し臨時部の計銀を二万五千百六十一弗九十八仙と修正せり其他は原案の通り可決致候間此段及報告候也

大正三年三月二十四日

審査委員長 原田俊三郎

之の報告書に依つて見れば大体に於て少しく變つたのであります委細の事は逐條審議に於て説明する事と爲し大体の審査報告は已で止める事と致します

小貴議長 質問なきや(二讀會に移すべし云ふ者あり)

小貴議長 本案の第二讀會を開くに異議なきや(異議なし)

小貴議長 之れより二讀會を開きますから御質問を致されたし

小貴議長 遂條審議なるも便宜上歎毎に議する事と致して差支なきや(賛成)

原田審査委員長 歲入經常部第一款居留民團課金に就ては審査委員より行政委員に質問せしに第一項取得課金は吾々初め諸君に於ても大に痛痒を感じ居られる事で本年

度より實に多額の課金を納むる事となりました然し行政委員より種々なる説明によつて了解せり要するに課金負担の權衡を保つと且つ租界の發展に伴ひ經濟の膨張し従つて其經費を得ることの目的であります審査委員に於ても租界發展の爲め膨張上又止むを得ざる所なりと認めたる次第なり

松本茂君 原田審査委員長の説明は了解せり然して租界の發展と經濟の膨張に連れ云々とありましたが凡る一國でも一租界でも一年を経るに従つて經財の膨張し来るは當然にして之は否み能はざる所なり左れば本年度は本項目の如き課金を増加して其補足を充たし得たりとするも若し來年度に於て更に經費の増加する事あらは勢ひ又他の財源を求むる必要起る事と思ふされは其目的に向て本稅は定められたるものなりしや

長峯委員 松本君の質問は尤もなるも取得課金は已に五六年前より徵收し來りたるものなり將來租界經濟の膨脹に従つて他に稅源を求むる事は當然なるも這の狹き租界の中には稅源となるべきもの少く現下の有様にては只だ土地家屋位ひに止まり此の土地家屋に課稅する事も已に行政委員會へ屢議題となりしも何分重要問題なれば慎重の態度を以て考究致居る次第にして未だ將來の事に關しては其時に遭遇せざれは何等確定したる事は申述べ難し

松本茂君 将來の事は其時に當らねば判らぬと云はるゝも稅の如きは豫め其方針を立てゝ進まさるべからず殊に本課金の如き本年度は多大の増加を來して居りますから

(36) (35)

將來他に増加する税源を發見して本課金の苦痛を輕減せられん事を希望致します

西本委員 私は其の方の担当者として一言申上ます財政調査會に於ても其事は調査しつゝあり昨年本案の編成したる際土地家屋税を賦課する事は好財源として考究せり然し當地には未だ土地台帳と云ふものも無く目下技手をして調査せしめたる結果建物會社及開口一帶並に旭街以北の分は已に其所有者判然しあるも新開の地なる本願寺附近及沼池等に致りては殆んど不明にして課稅に困難を覺ゆる有様なり刻下領事館初め租界局其他に於て調査中にして其調査の終結するに至らば或は施行し得らるゝかも知れず只現在にては非常に困難なるを以て不得止取得課金等に於て増加したる次第なり

小貫議長 他に意見なきや(異議無し)

小貫議長 其れでは第一款は二讀會通過として第二款に移ります

原田審査委員長 第二款に就ては審査員は何等の異議なく原案を認めた(賛成)

清水幸三郎君 本款第四項料理店に就て昨日も申述べし如く日本人三名の内或る一名

の等級は稍不公平に陥つては居らぬかと思ひます

清水幸三郎君 昨日と同様の質問は議事の進行上大に防害となると思ひますから議長の注意を願ひます

長峯委員 清水幸三郎君に答へますが斯る税金の制定法は成るべく行政委員に任してあるのですから從来通り委任して貰ひ度いものです(賛成)

(38)

(37)

小貫議長 他に異議なきや(異議無し)
小貫議長 其れでは第二款は二讀會通過として第三款に移ります
原田審査委員長 第三款使用料手數料中第十五、第十六、第十七、第十八の各項に就ては審査委員に於ても注意を拂つて居りましたが日本租界を通じる之等の使用支那人等が一枚の鑑札を利用するに即ち日本租界の或る地點に五六臺の車輛を集合し一枚の鑑札を交るゝを使用して當租界を通行しつゝある事を發見しましたので租界の收入上多大の損害を被るのであります原来一臺の車に一枚の鑑札と定つたものを斯る方法を講じて脱税を計る云ふ事は不都合極る事でありますから今度新に選出せらるる行政委員諸君に於ては充分の注意を拂ひ焼刑を用ふるか或は其他の方法に依つて彼等が奸智を廻らし得ざる様適當の方策を講ぜられん事を希望します而して又第十九項行商料の中空瓶買に對しては租界局では開放的に之を許可する方針であるに係らず目下の所は或る日本人が三十人分の税金を一人で仕拂ひ以て之を獨專的にやつて居る事でありますが之には弊害も大分あるやうですから行政委員の本來の主義たる開放主義に従つて許可せられん事を希望します
沖田介次郎君 私は地扒車に附て一言申述べたし彼の地扒車の如きは税金は高い方でありましたても其道路を破損する事が頗る夥しいもので現に此間も修繕したる事でて這の種の車が土地に喰ひ入つて大分損害を與へた所を見ましたが斯る荷車に對しては必ず或る一定の重量より積む事は出來ぬこの制限があるべき筈ですが未だ當租

(40)

(39)

界にては之等の法規を設定しなきか如く爲めに幾多道路に損害を受けたが判りません仍て之等に對しても重量を制限すると同時に税金もズツと高率を課するやう勿論之を排撃する意味で税率を上げられたる事を望みます又大車にも車の輪に制限がなく且つ焼込的に行つてあるので道路を破損する事が多いやうであります先に審査委員から云はれた如く一つの鑑札云々の件は元吾々も露國租界が餘り高率なる爲め停車場より荷を運ぶ時同様の經驗をした事が度々ありました委員諸君に於かれても注意を拂ひ前に云つた如く税金を増加し並に車輪にも制限を加へられたる事を希望します其他彼の空瓶買の獨占にも非常に迷惑を感じますから開放的にせられる事を併せて希望致します

西本委員 沖田君の注意に就て答へますが只今申された車輪の制限は頗る適切なる注意であります英國租界よりも交渉があり一租界で之を施行しても駄目であるから他租界と協同して支那側に交渉せんと目下進行中でありますから御参考まで申上げて置きます

長峯委員 行商料中の空瓶買に就て原田沖田両君の注意がありましたが之に就ては初め警察署では此種の小商人に空瓶買が居る云ふ憂ひから一時人數を制限した所獨専的にかつ種々の弊害を生じた爲め再び開放したが何時の間にか或る日本人が三十人分の税金を一人で納付し獨専的にやつて居る云ふ事になつた次第で此の事は行政委員に於ても今日初めて知る有様で不明の罪を謝すると共に開放的に行はして

諸君の迷惑にならぬやう取計ひます

沖田介次郎君 空瓶買の事を彼是れ云ふと如何にも奇な奴郎だと思はれますかが實際賣るには安し樂てるには勿體なしと云ふ格で困るのであります(拍手)

小貫議長 他に意見なきや(異議無し)

小貫議長 其れでは二讀會通過として第四款に移ります

原田審査委員長 本款に就ては審査委員に於ても何等異議なく認めたり(異議無し)

小貫議長 異議がなければ二讀會通過と認めます(賛成)

小貫議長 次は第五款に移ります

原田審査委員長 本款に關し議事ではなく只談話体にて過日新聞紙上に顯はれたる授業料未納者に對し警察署を以て納入せしめたる云々記事に附て話題に上りましたから掛員に尋ねし處從來授業料未納者にして度々其保護者に納入方を督促せしも何等

申出を爲さざるより相談的に租界局へ出頭して異れと通知せしも是亦應せざるより他に採るべき方法無きにより警察署へ是れか説教を依頼したる事ありしこの事であります思ふに相當の地位に居りながら義務を果さざるに於ては萬止むを得ざることを信しました次第であります

小貫議長 他に本間なきや(異議なし)
小貫議長 其れでは本款の讀會を終ります

(42)	<p>原田審査委員長 本款も別段異議なく通過致しました</p> <p>小貴議長 異議なきや(異議無し)</p> <p>小貴議長 其れでは本款は第二讀會通過と致します</p> <p>小貴議長 之より歲入臨時部に移ります</p> <p>原田審査委員長 本款は極めて簡単なれば説明を省略致します(異議なし)</p> <p>小貴議長 然らば本款も第二讀會通過と致します</p> <p>小貴議長 次は歲出經常部で前同様各款毎に致します之れより第一款に移ります</p> <p>原田審査委員長 第一款第一項の修正に付て説明致します租界の狀況を考慮するに其繁盛は日進月歩の有様で從て之を總ぶる租界局の多忙は察するに餘りある所あります而して其運用をする者は行政委員諸氏でありまして何れも晝夜兼行の姿を以て租界の爲め努力せらるゝには大に感謝せざる可らざるものがありますが僅かの金で其手足となつて働く吏員の充實を計らさるは之に酬るの道にあらずと信し最も昨年の民會に於きまして豫算審査委員として不肖私が當選しましたが其際理事は成るべく早く置く事に定めましたが遂に今日まで延引する有様となりました然し乍ら本年度は租界も十一万弗と云ふ多額の財政を處理せねばならぬ有様で恰も内地の小都會に等しき發達を見たのでありますから是非共理事の必用を感じる次第で行政委員も同じく之を認めたのでありますが從來の俸給百四十弗では充分なる人が來ぬだらうと審査委員の方から注意して二百弗としたのであります雇入れるに就て日本の方針なるや</p> <p>西本委員 何時も敷設は臨時費の方でやつて居ります</p> <p>原田審査委員長 本款の經費を歲入の部に比較して見ると一割位ひの利益を得て居る有様で確かに漏水の恐れを防ぐ爲め番人を置くが宜からうと番人採用説がありましたが番人も支那人では役に立すさりと日本人では僅少の金で雇はれぬと云ふ所から之は置かぬ事とした</p>
------	---

(44)	<p>原田審査委員長 次は第四款に移ります</p> <p>原田審査委員長 本款の經費を歲入の部に比較して見ると一割位ひの利益を得て居る有様で確かに漏水の恐れを防ぐ爲め番人を置くが宜からうと番人採用説がありましたが番人も支那人では役に立すさりと日本人では僅少の金で雇はれぬと云ふ所から之は置かぬ事とした</p> <p>松村利男君 水道費中には修繕費丈で敷設費は含まれざるや又本年は新に敷設せざる方針なるや</p> <p>西本委員 何時も敷設は臨時費の方でやつて居ります</p> <p>長峯委員 本年度も敷設する積りでしたが他に振り替へを致しました</p> <p>小島楠吉君 代人八坂傳次郎君水道費は決算書に於ては平均を得て居るも其れに比較して本年度の豫算に俄かに二千何百弗と云ふ多額の増額を表したのは如何なる理由なるや</p> <p>鈴木委員 此の決算書は明治四十五年度大正元年度の決算書でありまして即ち「昨年の分であります従つて昨年度の決算書が出来れば其間の事情が判然するので決して急激なる増加を爲したのではありません</p> <p>小貴議長 他に意見なきや(異議無し)</p> <p>小貴議長 其れでは本款は二讀會通過と認めます</p> <p>小貴議長 続いて第五款に移ります</p> <p>小貴議長 意見なきや(異議無し)</p> <p>原田審査委員長 本教育費を前年度に比較して見れば千二百餘弗低減して居りまして一見可笑い感じられますが本年度は共立學堂の補助費を臨時部に計上した爲で何等變つた所ありません</p> <p>小貴議長 然らば本款も原案の儘二讀會通過と認めます</p> <p>原田審査委員長 本款に就ても前款同様昨年度に比して八百七十五弗餘の減額を見るも之も同じく共立病院の補助費千二百弗を臨時部へ繰り込まれたのであります更に厚生費を以て申述へますか從来租界の衛生事業なるものは殆ど始息の状態にありまして各戸の汚水及糞尿塵埃等の整理に就ては何等責任なき支那苦力等の如き者に最も不完全なる方法を以て任してある爲め各戸は勿論の事公共の道路までが汚さるゝ次第であります依つて本日の審査會に於ても行政委員に向け質問せし所租界局にては何等の方法も決定し居らす目今警察から或る者をして之等の監督を爲さしめつゝあるさうですが専ほ責任の軽きものあるが爲め充分の取締が出來ないであらうと思ひます東京市の如きは掃除監督なる者ありて數多の吏員を使用して塵埃其他各種の汚物を掃除して居る爲め市街の体裁も大に面目を一新して來ると云ふ有様であります其他の市町等でも皆斯の如きは自治團體の仕事として其監督を警察にて行ふ様に成りて居りますら租界局でも之等を參照し適當なる法案を作り之を警察に依頼して取</p>
------	--

・補るやうにせねば數百の病院を立て其他各種の衛生事業を起すとも遙ひに何等の價値なきものとなる事なれば今後新に選出さるゝ行政委員に於ては宜敷く當局の官憲と交渉を遂げられ適當の方法を講せらる事を希望致します

小貫議長 其他に意見なきや(異議無し)

原田審査委員長 本款は本年度に於て三千餘弗の増加を見ましたが之は毎年の民會を

賄はす問題でありまして諸君に於ても注意を拂つて居らるゝ事でせうが今日の審査會でも同じく花が咲きましたか約言すれば此丈けの經費を投するのであるから今少し満足を得る位ひ警備かして貰ひ度いとの事で最もなる次第であります

原田審査委員長 本款は意識なきを以て二讀會通過と認め第七款に移ります

原田審査委員長 本款は異議なく原案通り通過せり

小貫議長 異議なきや(異議無し)

原田審査委員長 本款も何等異議はなかつたのであります

小貫議長 異議なきや(異議なし)

原田審査委員長 本款は意識なきを以て二讀會通過と認め第十款に移ります

小貫議長 異議なきや(異議無し)

原田審査委員長 本款も異議なく通過せり

小貫議長 異議なきや(異議なし)

原田審査委員長 本款は意識なきを以て二讀會通過と認め第十二款に移ります

小貫議長 異議なきを以て二讀會通過と認め第十一款に移ります

原田審査委員長 本款も何等異議はなかつたのであります

小貫議長 異議なきや(異議なし)

原田審査委員長 前款同様異議なく通過せり

原田審査委員長 本款は意識なきを以て二讀會通過と認め第九款に移ります

原田審査委員長 本款も何等異議はなかつたのであります

小貫議長 異議なきや(異議なし)

原田審査委員長 本款は意識なきを以て二讀會通過と認め第八款に移ります

原田審査委員長 本款も何等異議はなかつたのであります

小貫議長 異議なきや(異議なし)

原田審査委員長 本款は意識なきを以て二讀會通過と認め第七款に移ります

原田審査委員長 本款も何等異議はなかつたのであります

小貫議長 異議なきや(異議なし)

原田審査委員長 本款は意識なきを以て二讀會通過と認め第六款に移ります

原田審査委員長 本款も何等異議はなかつたのであります

小貫議長 異議なきや(異議なし)

原田審査委員長 本款は意識なきを以て二讀會通過と認め第五款に移ります

原田審査委員長 本款も何等異議はなかつたのであります

小貫議長 異議なきや(異議なし)

原田審査委員長 本款は意識なきを以て二讀會通過と認め第四款に移ります

原田審査委員長 本款も何等異議はなかつたのであります

小貫議長 異議なきや(異議なし)

原田審査委員長 本款は意識なきを以て二讀會通過と認め第三款に移ります

原田審査委員長 本款も何等異議はなかつたのであります

小貫議長 異議なきや(異議なし)

小貫議長 異議なきを以て第二讀會通過と認め第九款に移ります

原田審査委員長 本款は異議なく原案通り通過せり

小貫議長 異議なきや(異議なし)

原田審査委員長 本款も異議なく通過せり

小貫議長 異議なきや(異議なし)

原田審査委員長 本款は意識なきを以て二讀會通過と認め第十一款に移ります

原田審査委員長 本款も何等異議はなかつたのであります

小貫議長 異議なきや(異議なし)

原田審査委員長 本款は意識なきを以て二讀會通過と認め第十二款に移ります

原田審査委員長 本款も何等異議はなかつたのであります

小貫議長 異議なきや(異議なし)

原田審査委員長 本款は意識なきを以て二讀會通過と認め第十一款に移ります

原田審査委員長 本款も何等異議はなかつたのであります

小貫議長 異議なきや(異議なし)

原田審査委員長 本款は意識なきを以て二讀會通過と認め第十款に移ります

原田審査委員長 本款も何等異議はなかつたのであります

小貫議長 異議なきや(異議なし)

原田審査委員長 本款は意識なきを以て二讀會通過と認め第九款に移ります

原田審査委員長 本款も何等異議はなかつたのであります

小貫議長 異議なきや(異議なし)

原田審査委員長 本款は意識なきを以て二讀會通過と認め第八款に移ります

原田審査委員長 本款も何等異議はなかつたのであります

小貫議長 異議なきや(異議なし)

原田審査委員長 本款は意識なきを以て二讀會通過と認め第七款に移ります

原田審査委員長 本款も何等異議はなかつたのであります

小貫議長 異議なきや(異議なし)

原田審査委員長 本款は意識なきを以て二讀會通過と認め第六款に移ります

原田審査委員長 本款も何等異議はなかつたのであります

小貫議長 異議なきや(異議なし)

原田審査委員長 本款は意識なきを以て二讀會通過と認め第五款に移ります

原田審査委員長 本款も何等異議はなかつたのであります

小貫議長 異議なきや(異議なし)

原田審査委員長 本款は意識なきを以て二讀會通過と認め第四款に移ります

原田審査委員長 本款も何等異議はなかつたのであります

小貫議長 異議なきや(異議なし)

原田審査委員長 本款は意識なきを以て二讀會通過と認め第三款に移ります

原田審査委員長 本款も何等異議はなかつたのであります

小貫議長 異議なきや(異議なし)

(46) (45)

(48) (47)

・道路敷地買収の如きは豫備費とは何等干係なく不幸にして本年には清水君の考慮中の如き金錢は見積してあります

鈴木委員 民團施行規則第五十九條を御覽なれば直に判然致します

清水幸三郎君 其れに就て私は豫定道路に當る土地は家屋を建築しやうと思つて警察署に出願せし所租界局が許可すれば其れにて好しその事に更に租界局へ出願せしに

鈴木委員 諸君に許可にならぬ斯る場合等に這の豫備費を以て何とかする事は出來ざるものなり

小貫議長 他に質問なきや(異議なし)

長峰委員 清水幸三郎君の云はるゝ如き費用は豫備費より支出するものにあらずして

・道路敷地買収の如きは豫備費とは何等干係なく不幸にして本年には清水君の考慮中の如き金錢は見積してあります

鈴木委員 第二項の小學校建築敷地埋立費とあります

原田審査委員長 未だ定つて居りません其が爲め豫定埋立費と訂正したのであります

松本茂君 之は何處の土地ですか

鈴木委員 外務省の土地であります

松本茂君 現在の場所にては差支ひあるや

鈴木委員 現在の場所は道路豫定地に當り居るのみならず該校舎は已に古びて之を修繕するとしても多額の費用を要する始未故種々研究の結果斯くしたので未だ移轉する事は確定したる事ではありません

松本茂君 私然は移すべきか否やを先決問題となすべきものならずや

中戸川忠三君 私も同様の意見で質問しましたが借り受けた土地は何年間にか埋立てねばならぬ事になつ居るので止むを得ぬ次第ですが其場所は汚水の溜りて居る所であります

長峯委員 小學校の建築は是非とも來るべき問題であります實は本年度に全豫算を

<p>(50)</p> <p>組む筈でありますたが経費の都合上此一部の本豫算を計上したので學校敷地の名目 が憑けば何とか變更しても差間ぬありません又埋立の年限は四ヶ年と當該官憲と 契約してあります</p> <p>清水喜十郎君 中戸川忠三君の只今の説に依れば惡水が溜まりある土地との事であり ますか若し然りとせば吾人等の子弟を如斯場所へやる事は如何のものなるや</p> <p>鈴木委員 其れは充分研究したのでありますから御安心を願ひます</p> <p>沖田介次郎君 現在の小學校は本年丈は辛棒か出来るのでありますか若し然りとせば 此事業は二ヶ年繼續の積りなるや承る處によれば本年度の新入學兒童は四十餘名の 多數ありて教室は狹隘を告げ之を收容し得ないとの事でありますたが其れに對する 方法は出來て居りますか</p>	<p>長峯委員 其教室は若し狹隘を告ぐるやうな事がありますれば今之の紀念文庫と機械室 の壁を抜いて二室を一室にし之に收容する者へで尚ほ不足を感ずる場合は教員室を も利用する積りでありますから其間は何ざか縁合せが付く事になつて居ります</p> <p>小貫議長 其他に異議なきや(異議なし)</p> <p>小貫議長 夫れては本款は第二讀會通過と認めて次の第二款に移ります</p> <p>原田審査委員長 本款は何等異議なく原案通り通過致しました</p> <p>小貫議長 意見なきや(異議なし)</p> <p>小貫議長 異議なきを以て本款も第二讀會通過として第三款に移ります</p>
---	---

<p>(52)</p> <p>居りますから其内情は克く知つて居りますが行政委員の活動はあり乍ら専任の理事 が無い爲め租界局内の事務を進行さする上に於て統一を欠くやに思ふので新に事務 を見る人を置く事は必要であらうと思はれますとは云へ其理事を任用する事に就て 一つの希望がありますが其れは少くも一個國以上の外國語の出来る人を任用せられ ん事で今後外國租界との交際は頻繁になり行く許りで其時通譯を以てする事是非常 なる不便で私の經驗に依つても明てありますから是非共外國語の出来る人を任用さ れ度いものであります續いて述べたいのは衛生上の事でありますて彼の溜池に就て 其埋立て方を英租界等から交渉があつた際拒絶されたが其理由としては支那人 個人の所有地であるからとの事でありました然し之は衛生上非常に悪い事で彼の水 は白河の水と交通を爲し白河の増減に従つて増減する有様で恰も吾々は溝沼の上に 住つて居る有様ですから何とか方法を講じて埋立てを爲されたいものであります又 彼の糞尿汚水等の處理に就ては已に人も知り原田君も言はれた通り不完全極るもの で私にも提案がありますが行政委員に於かれても夙に知られて居る事でありますか ら申ませぬが汚水の捨場等に關しては嚴重に取締つて頂き度いのであります最後に 於て云ひ度いのは警備費で多額の負担を要し乍ら目下の所不結果に終らんとしつゝ ある有様で原田君の云はれた支那人の巡捕長を雇つても好いてせうが第一に警察權 を自治團體の下に移さねば駄目だと思ひます然し警察の今のやり方が悪いと云ふの ではあります最も之を民團の手に納めやうとするには館令等の爲め六ヶ敷事であ</p>	<p>(51)</p> <p>れも其根底の固からざるもののみを財源として課税して居るのみで未だ安心して 得らるべき土地家屋に向つて税金が掛つて居りませぬ斯くの如きは常に吾々が遺憾 として居る所で居留民に於ても其納稅は當然の義務であるとすれば此の方面にも税 金を課して以て民團の收入の安固を期せられん事を希望するのであります税金の如 きは成るべく安固なる方面より徵收するやうにしたいものであります然し乍ら土地 家屋に課税するには茲に御注意を願ふ事がありますが前にも述べました通り土地家 屋に課税して其所有主から税金を取つても其れを借りて居住する所の者所謂借家人 に對して間接に降り掛つて来る事になりますから目下の如く他の税金即ち取得課金 等が非常に高率となつた儘這の土地家屋に課税される事となると吾々は二重の税金 を負担する割合となり到底堪能する所にあらざれば土地家屋に税金が掛る時に至 らば宜敷く他の税率と平均を保たしめられん事を希望致します然し茲に怪訝に堪 ぬ事は軍人に對して取得課金が無いと云ふ事であります而して軍人は吾々居留民 を保護する者であるからと云ふならば領事館員等も同じく居留民の保護者であり ます斯く武官のみ厚く文官に薄ひと云ふのは吾々實に意を得ぬ次第で最も海光寺 の兵營内に在つて民團から些の利する所も無い軍人は別問題としても致方もありま せぬが吾人同様租界内で借家住ひ等をして居る軍人に對し之を附加るのは當然で 且つ其人々の義務であらうと思ひます併て次には今度理事を任用さるゝ事であ りますが這の理事の任用は頗る賛成する所であります私も租界局内で仕事を爲て</p>
---	--

●

「と思ふ要するに研究の上何等かの具体的の案を立て、其筋に具申するならば強ち徒勞なことではなからうかと思惟致します只今述べたる事に附ては行政委員諸君の御一考を頼したい所であります」

小貫議長 総豫算に對し意見なきや(異議なし)

小貫議長 莫傷異議なきを以て大正三年度居留民團歲入豫算案並に大正三年度臨時

歲入出豫算案は審査會の修正通り第三讀會を通過したるものと認め豫算案全部可決

確定と致します(拍手)

小貫議長 清水幸三郎君は質問があるならは致されなし

清水幸三郎君 夫れでは茲に質問致しきす民間で入札をさせるのは安い物に落札させ

るのが原則であらうと思ひますが如何なものですか

長峯委員 民團の工事請負規則を見れば判然しますが隨意契約指名競争入札一般競争

入札の三つに分れて居ります

清水幸三郎君 私の質問の要旨は指名入札の時に對するものであります即ち昨年公

會堂の請負入札の時に際し三谷爲吉君と茨木民藏君との入札が千三百圓の差があつ

て茨木民藏君の方が其れだけ安かつたのであるのに其結果は三谷爲吉君の手に落ち

たと云ふ事は吾々に於て解し難いのであります

長峯委員 其れは行政委員會で決定した事であります

清水幸三郎君 行政委員會で決定したのだとの事ですが其邊に就ては何等の内約があ

つたのですか

長峯委員 何等内約した事はありません

清水幸三郎君 左様であるならば其説明を求めます

長峯委員 工事の請負入札は公會堂の如き大工事入札を決定する事は頗る慎重なる

態度を要するもので只だ單に金額の如何に依てのみ定むる事は面白からぬ事であつ

て人物如何にも據る事として行政委員會及特別委員會で協議の結果決定したのであ

ります

清水幸三郎君 指名入札の時請負者として指名されるのは勿論資格が有るものと信し

ます

長峯委員 有ります

清水幸三郎君 初めから資格があるのであれば何も掛念する必要は無きものと思ふ
入札當時怪しい風説を聞いた譯ではありませんが當時何等か別に方法がある事だら
うと考へましたから其事を質問せしに夫れに就て何等の答へもなくして遂に開札
となり前述の如き結果を見たのでありますが吾々入札者は四五日も時間を費して種
々研究し働いたのが水の泡となる始末であります

長峯委員 嘗事者と請負者は利害干係を異にするので請負者が二日なり三日なり徒ら
に働くとても當事者に於ては利ある事であれば何も差間はない事だらうと思ひます
殊に公共の爲めなれば一層峻酷に處置しても差支なしと信します

(54)

(53)

(56)

(55)

清水幸三郎君、然らば其前に於て團體を起し乍ら入札の方法を聞きしに未だ定らぬと
云はれたるは如何

長峰委員 吾々委員の方では先以て隨意契約と定めてあつて清水君の聽れたる時は既
に其方針は決定し其細則手續も議了しより最終までは發表する事を許されなかつ
たのです

西本委員 清水幸三郎君の説は判りましたが其の事は五名の委員と行政委員とが投票
に依つて定めたのであります

清水幸三郎君 隨意契約ならば保証金を添付するの必要なしと思ふ

長峯委員 隨意契約と雖も保証金の必要ある時は之を添付せしむるも差支なしと信す

又自由なり各自意見の争は終末を付する能されば長々しき説明に代ふるに私は請負

規則の一部を朗讀します

第一條 工事は隨意契約又は指名競争入札若くは一般競争入札に依り執行す隨意

契約に關する條件は居留民團行政委員會の決定する所に據り指名競争入札及一

般競争入札は以下各條の規定に據る

斯の如き譯でありますから行政委員會で決定した事を執行した文書であります

田村源三郎君 大分時間も経過して居りますが清水幸三郎君の説は從らに感情問題に
馳せて居るやうです就ては斯る感情問題で大切な時間も潰すと云ふ事は宜からぬ

と思ひます依つて議事の進行の程を願ひ度ひのであります

藤田委員 當時入札をした者は五名でありまして其中豫算を過したのが三名豫算以内
が二名あつたので依つて投票を以て之を決定したのであります

清水幸三郎君 成程當局者に於ては定めて了つて其れで宣しいと思はれても入札する

者は多少の費用及時間費して入札するのでありますから非常な迷惑を感するので

あります而も私は開札以前其方法に就て種々質問したのでありますから安い者許りに

落札になるのだらうと信じて居たのであります

長峰委員 清水幸三郎君は裏に特別委員は無能であるとか又は其れに就て内約があつ

たらう等と云はれましたが斯る言語は頗る不穏當に聞こえますが慣まれる方可から

うと思ひます

中戸川忠三君 私も只今の事に就ては實に不愉快に感します當時私も其開札に立會つ

た一人で茨木民藏君の方は豫算に不明な點がありました少し高い方の三谷爲吉君

の方の豫算は明て好かつたのでありますから其方に決定したのであります

清水幸三郎君 銜に云つた所の無能及内約等の言語は茲に改めて取消します終りに旭

街人道問題に附て質向致します

小貫議長 他に意見ない様ですか未だ時間もありますから残りの日程に移ります

小貫議長 により行政委員十名並に豫備行政委員五名の選舉に移ります投票の法式は

議長選舉の時と同様であります

小貢議長 館令第八條により總領事に選舉立會人二名の指名を願ひます

窪田總領事 茲に行政委員並に豫備行政委員の選舉立會人として原田俊三郎君 小島

楠吉君の両名を指名致します

(原田俊三郎君、小島楠吉君立會)

小貢議長 行政委員十名豫備行政委員五名合せて十五名を選舉するのであります

備行政委員に投票せざる様御注意を望む

投票

投票

投票終りたるを以て之れより開函致します

投票

投票

投票

投票終りたるにより開票致します

(黒澤書記投票を讀上げ田中、赤山、空閑の三書記之を點計す)

小貢議長 開票の結果を報告します

投票總數六十一票(内無効二票有効五十九票)

内

五十八票 森 辨治 郎君

五十二票 西 本 茂 吉君

五十一票 鈴 木 敬 親君

四十九票 小 貢 庚 治君

五十三票 福 山 義 春君

五十二票 長 峰 與 一君

五十票 藤 田 語 郎君

四十九票 富 成 一 二君

内

三十七票 小 嶋 楠 吉君

二十九票 川 村 桃 吾君

以上三名出納検査委員に當選せり(拍手)

内

三十票 小 嶋 楠 吉君

二十一票 安 田 安 太君

以上三名出納検査委員に當選せり(拍手)

内

三十票 小 嶋 楠 吉君

二十九票 川 村 桃 吾君

以上三名出納検査委員に當選せり(拍手)

内

三十票 小 嶋 楠 吉君

二十九票 川 村 桃 吾君

以上三名出納検査委員に當選せり(拍手)

内

三十票 小 嶋 楠 吉君

二十九票 川 村 桃 吾君

以上三名出納検査委員に當選せり(拍手)

内

三十票 小 嶋 楠 吉君

二十九票 川 村 桃 吾君

以上三名出納検査委員に當選せり(拍手)

内

三十票 小 嶋 楠 吉君

二十九票 川 村 桃 吾君

以上三名出納検査委員に當選せり(拍手)

内

三十票 小 嶋 楠 吉君

二十九票 川 村 桃 吾君

以上三名出納検査委員に當選せり(拍手)

内

三十票 小 嶋 楠 吉君

二十九票 川 村 桃 吾君

以上三名出納検査委員に當選せり(拍手)

内

三十票 小 嶋 楠 吉君

二十九票 川 村 桃 吾君

以上三名出納検査委員に當選せり(拍手)

内

三十票 小 嶋 楠 吉君

二十九票 川 村 桃 吾君

以上三名出納検査委員に當選せり(拍手)

内

三十票 小 嶋 楠 吉君

二十九票 川 村 桃 吾君

以上三名出納検査委員に當選せり(拍手)

内

三十票 小 嶋 楠 吉君

二十九票 川 村 桃 吾君

以上三名出納検査委員に當選せり(拍手)

内

三十票 小 嶋 楠 吉君

二十九票 川 村 桃 吾君

以上三名出納検査委員に當選せり(拍手)

内

三十票 小 嶋 楠 吉君

二十九票 川 村 桃 吾君

以上三名出納検査委員に當選せり(拍手)

内

三十票 小 嶋 楠 吉君

二十九票 川 村 桃 吾君

以上三名出納検査委員に當選せり(拍手)

内

三十票 小 嶋 楠 吉君

二十九票 川 村 桃 吾君

以上三名出納検査委員に當選せり(拍手)

内

三十票 小 嶋 楠 吉君

二十九票 川 村 桃 吾君

以上三名出納検査委員に當選せり(拍手)

内

三十票 小 嶋 楠 吉君

二十九票 川 村 桃 吾君

以上三名出納検査委員に當選せり(拍手)

内

三十票 小 嶋 楠 吉君

二十九票 川 村 桃 吾君

以上三名出納検査委員に當選せり(拍手)

内

三十票 小 嶋 楠 吉君

二十九票 川 村 桃 吾君

以上三名出納検査委員に當選せり(拍手)

内

三十票 小 嶋 楠 吉君

二十九票 川 村 桃 吾君

以上三名出納検査委員に當選せり(拍手)

内

三十票 小 嶋 楠 吉君

二十九票 川 村 桃 吾君

以上三名出納検査委員に當選せり(拍手)

内

三十票 小 嶋 楠 吉君

二十九票 川 村 桃 吾君

以上三名出納検査委員に當選せり(拍手)

内

三十票 小 嶋 楠 吉君

二十九票 川 村 桃 吾君

以上三名出納検査委員に當選せり(拍手)

内

三十票 小 嶋 楠 吉君

二十九票 川 村 桃 吾君

以上三名出納検査委員に當選せり(拍手)

内

三十票 小 嶋 楠 吉君

二十九票 川 村 桃 吾君

以上三名出納検査委員に當選せり(拍手)

内

三十票 小 嶋 楠 吉君

二十九票 川 村 桃 吾君

以上三名出納検査委員に當選せり(拍手)

内

三十票 小 嶋 楠 吉君

二十九票 川 村 桃 吾君

以上三名出納検査委員に當選せり(拍手)

内

三十票 小 嶋 楠 吉君

二十九票 川 村 桃 吾君

以上三名出納検査委員に當選せり(拍手)

内

三十票 小 嶋 楠 吉君

二十九票 川 村 桃 吾君

以上三名出納検査委員に當選せり(拍手)

内

三十票 小 嶋 楠 吉君

二十九票 川 村 桃 吾君

以上三名出納検査委員に當選せり(拍手)

内

三十票 小 嶋 楠 吉君

二十九票 川 村 桃 吾君

以上三名出納検査委員に當選せり(拍手)

内

三十票 小 嶋 楠 吉君

二十九票 川 村 桃 吾君

以上三名出納検査委員に當選せり(拍手)

内

三十票 小 嶋 楠 吉君

二十九票 川 村 桃 吾君

以上三名出納検査委員に當選せり(拍手)

内

三十票 小 嶋 楠 吉君

二十九票 川 村 桃 吾君

以上三名出納検査委員に當選せり(拍手)

内

(62) (61)

岡村繁蔵君 這の人道問題に就て私の聞き及ぶ所に依れば工事が違つて悪いと云ふので未だ下附金を仕拂はず行政委員に於ても色々と心配をして居られるとの事ですが事實なるや
長峯委員 工事は竣工しましたが引渡しの際不完全なる所のある事を發見したので請負者に其事を責めましたるに請負者も承知し租界局の要求通り改修する運びになつて居ります

清水幸三郎君 改修する云ふ其程度に就ての説明を求めます

長峰委員 其事は次期の行政委員に於て決定することと思ひますが其程度は仕様設計書に合致する當然の仕事を行はしむる事となるが元來工事などと云ふものは往々隠れる處に不都合なる仕事が施してある如き事があるに依り醜くまで追究したいのであります。が目下の所造の工事の内容も尙一層實地に當つて検査せなければ判然せぬ處もあり又工事が完全にして何等不都合のなき箇所もあらん要するに尙研究の問題と存じます

太田萬吉君 地盤の工事は當局者に於て工事の終るまで監督をせられたるや

長峰委員 監督を致しました

太田萬吉君 左様であるならば全部工事が終つてから不正のヶ所を發見したるは監督者の不徳で其職責に不忠實なるものと言はなければなりません

長峰委員 其監督者なりし赤山技手は之に就て裏心責任を自覺し進退伺ひまで提出し譲讓の意を表して居ります始末であります

清水幸三郎君 聞く所に依れば工事請負者は工事半に於て豫算間違ひをしたから保証金を沒收して呉れと申出たさうですが其時赤山君は私の設計も達つて居つたのであるから何とかなるだらうから工事を續けて呉れと云つたさうですが事實なるや
長峰委員 事實如斯事なきと信するも風評等により赤山君も進退伺ひを出したのであらうと思ふ

清水幸三郎君 進退伺ひは別として監督技手と行政委員の責任は間はぬでありますか

長峯委員 行政委員は法律上當然責任を負るべきものでないが然し土木担任委員は辭職書を提出し領事に對しても其旨を伺ひましたが其れには及ばぬこの事であります
中戸川忠三君 芙木洋行に支拂はぬ金は幾何ですか

長峯委員 四千五六百圓であります
中戸川忠三君 新任の行政委員に委任するのも迷惑でせうから何とか此の席で解決は付けられぬものですから而して改修するとしても全部は芙木洋行も困難を感じるのみならず人情としても氣の毒で且つ監督の不行届もあると云ふのでから未拂の殘金にて解決するやうにしては如何

(64) (63)

長峯委員 只今の御意見だけは参考としてお受け致して置きます
清水幸三郎君 長峰委員は改修せしむと云ひ又中戸川君は殘金で處理せよと云はるゝが規則の實在は如何なりますか
長峰委員 事實をよく調べた上でなければ何とも確答できません
中戸川忠三君 私は後に悪例の残らぬ限りに於て願ひます

長峰委員 承知しました

清水幸三郎君 只今のは更に要領を得ませぬが此の工事が公共事業で公金に基くものである以上今後惡例を貽す事故他迄厳密に取計ふ必要があらうと思ひます

長峯委員 其狀況如何に依つて新行政委員は適當の方法を取らるゝ事でありませう
清水幸三郎君 承まる所によれば過日來處々方々破損すると云ふ事で其工事に用ひたセメントの分析をせられたる事ですが事實なるや
吉田房次郎君 私は土木委員として茲に一言申上ます今回的人道工事の善後策に就ては種々心配し一方辭表をも呈出して居る有様であります而して理論上本問題は全部改修すべきものであります。が之は至難な事で出来得る限り吾々監督の上之が改修を行ふ積りでありますから之迄の監督不行届は幾重にも陳謝致します

沖田介次郎君 本問題に關する行政委員諸君の御苦心の程は知つて居りますが之は行為好んでありますから之迄の監督不行届は幾重にも陳謝致します

長峯委員 諸君が眞意を以て行ひ余り人を信し過ぎた結果で請負者が斯く信頼され乍ら其點は人情を掬る且つ行政委員諸君に信頼して何等かの解決を待つ事にしたすから其ら好からうと思ひます。併て之は別問題ですが昨年公會堂の問題が起つた時に下水道の問題が出て富成君其他一名の方が調査するゝ事になつてねましだが其後の調査は如何になりしや

吉田房次郎君 沖田君の人道問題に對する御注意は誠に適切の言にして日本人間に斯る事があらうとは實に豫期しなかつたのであります。一面吾々の不明を耻づるのあります。今後の事に就ては宜數情理に想へた結果如何なるか行政委員にお任せあらん事を希望致します

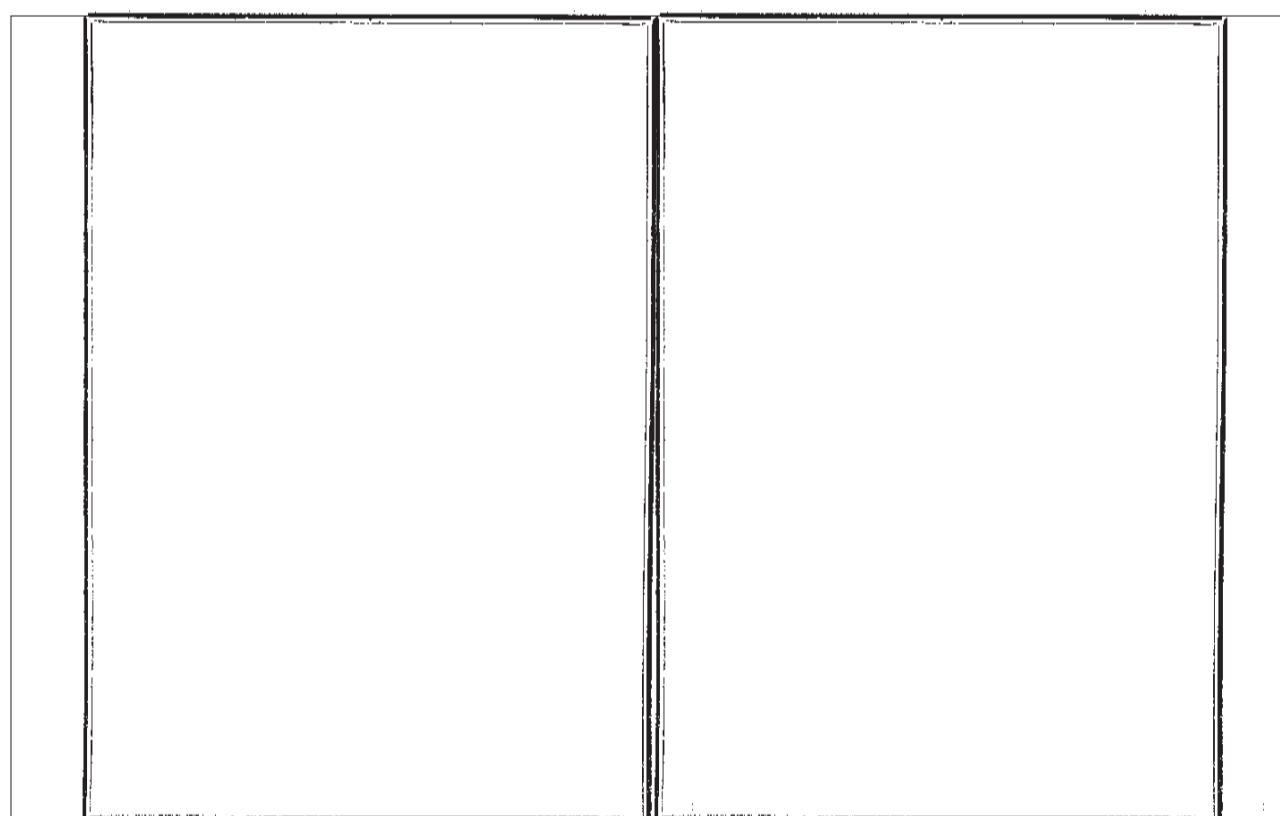
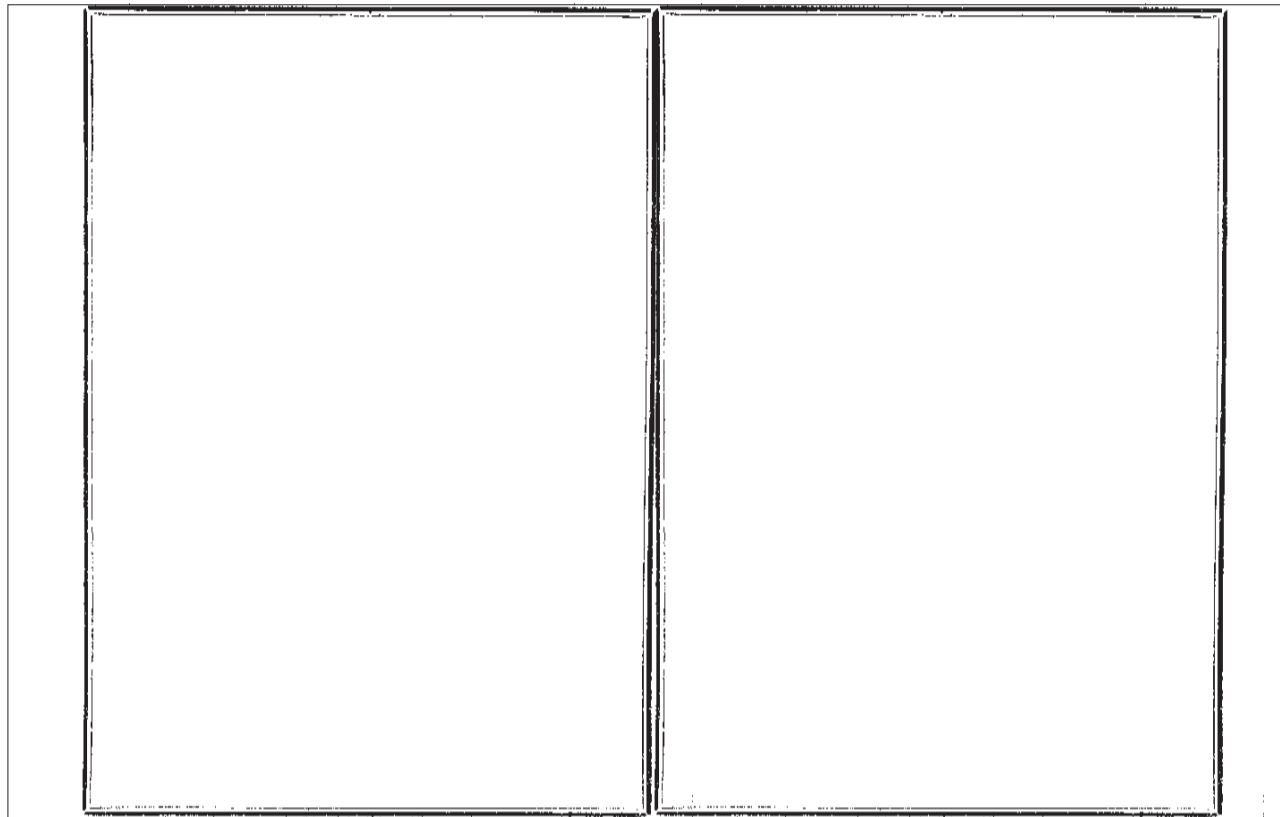
清水幸三郎君 這の改修工事の監督は誰がするのですか

長峯委員 先回不信任なる技手と清水幸三郎君の云はれたのは其意味でせうが信不信は行政委員にお任せを願ひたし

清水幸三郎君 同技手を用ふるのか或は他に人を使用するかと云ふ事であります

長峰委員 其れはお任せを願ひます

長峯委員 冲田介次郎君の下水道に關する問題は最もですが該工事を完全にする事になれば約三十六万七千餘弗の多額を要する事になつて居りますので今他の安値に



第二款 事務所費									
本年度豫算額									
一、俸給及手當	二、備品	三、消耗品	四、修繕	五、印刷	六、通信	七、旅宿	八、公家	九、房屋	十、雜直
料費	料費	費	費	費	費	借	告	信	刷
一〇、二二〇〇〇	二八八二五	四三九八〇	一〇〇〇〇	二八八〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一九三六〇	一八二五〇	一八〇〇〇
一三、七九一三五									

(78) (77)

第二款 事務所費

第一款 事務所費

理事一名、土木技手一名、書記四名、臨時僕役員一名、便丁三名、及更夫等年未體勞金、帳簿費三十弗、保險料八弗二十五仙、大金庫一個五十弗外百弗、肉類雜品等、電燈料、石炭、木炭、煤球兒、諸用紙、筆墨印、佛品修繕、煙筒掃除並取換等、諸鑑札、領收証、告知書、督促狀、傳票、注文書報告書等、電話料、電報料、郵便切手、小包料、公布式新聞公告特約料、理事宿舍一間、開口借家一各十二ヶ月分事務所一、書記、技術宿舍五、各六ヶ月分車代、官報、新聞代、污物掃除料、門機、洗濯料及天長節裝飾費三十弗、吏員宿直料、一夜五十仙三百六十五日分

第四款 水道費									
第五款 教育費									
一、俸給	二、修繕	三、器具	四、水道	五、雜費	六、校舍	七、消耗品	八、旅館	九、通訊	十、保險
費	費	費	費	費	費	費	費	費	費
一八〇〇〇	一八〇〇〇	一八〇〇〇	一八〇〇〇	一八〇〇〇	一八〇〇〇	一八〇〇〇	一八〇〇〇	一八〇〇〇	一八〇〇〇
一八、五七一七〇	一五、四〇〇〇〇	一七、六四五〇〇	一八、五四五〇〇	五一、五〇〇〇〇	三〇、五〇〇〇〇	四、五八一〇	四、二四一〇	三〇、五〇〇〇〇	三、〇八二八〇〇
一八〇〇〇	一八〇〇〇	一八〇〇〇	一八〇〇〇	一八〇〇〇	一八〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇

(80) (79)

第四款 水道費

第五款 教育費

水道看守人五名、水道用布ボーネス五ヶ所分給、水管漏水止皮、給水管一個新調、年平均二百九十四萬〇八百三十三瓦魯一ヶ年三千五百九十九萬〇八百三十三瓦魯一ヶ、鐵管破損等依漏水量三分(千瓦魯三付五十仙)、看守人用毛皮外套、雨外套、水票綬糸、水運車修理、測量用標木、麻繩及釘代掃除器修理、ローラー及ポンプ修理、ローラー用

二、被服費	三○八〇
三、消耗品費	九〇〇〇
四、藥品費	一一八〇〇〇
五、器具費	二五八〇〇〇
六、種痘費	一九三〇〇〇
七、市場費	七五〇〇〇〇
八、野犬捕殺費	五四〇〇〇〇
九、雜備費	一〇〇〇〇〇
第七款 警備費	一五、九五〇〇〇〇
一、俸給及手當	一〇、一二一八〇〇〇〇
二、巡捕被服費	三、五二八八〇〇
三六五〇	巡捕八十三名（內請願巡捕二名ヲ含ム）俸給及年未賞與巡捕用苦力二名、日本巡査手當及巡捕退職手當、巡捕傷痍手當、各服八十三着、夏服八十三着、毛皮外套新調二十二枚、表替三十一枚修繕十七枚、同附屬八枚、冬帽三個、雨外一套新調四十個、夏帽子四十七個、手袋八十三個、布靴一人年三足、八十三人、分雨靴八十三足、帶皮八十三本、警棒大小各十五本其他

四、巡捕消耗品費	四一九三六
五、修繕費	五二三〇〇
六、巡捕藥價	一八〇〇〇
七、消防被服費	一五四五〇
八、消防器具費	六七五〇
九、消防消耗品費	九〇二〇
十、消防手當	四九九五〇
十一、雜費	三〇九五〇
十二、消防手當	五六九八八
十三、圖書館費	一三〇〇〇
十四、備品費	一〇〇〇〇
十五、圖書費	三〇〇〇〇
十六、保險費	二二八八〇
十七、保費	一四五五〇
十八、保險料	六二五五〇
十九、圖書館費	圖書及備品三千五百弗ニ對スル保険料千分
二十、備品費	一月分
二十一、保險費	一月分
二十二、保費	一年未勞一ヶ月分
二十三、保險料	一千五百弗ニ對スル保険料千分
二十四、巡捕消耗品費	石炭二十二噸、石油十五罐、燈油百二十斤 ストーブ、焚付、手帳、諸用紙、筆墨印肉類 電燈料、其他雜品 巡宿舍、天棚、ストーブ煙筒取替其他修繕 新調 各服二十着修理、帽子二十個及編上靴五足 一ヶ月平均十五弗 ポンプ用カツプリング五組、竹梯子、器具 修繕其他雜品 石油十二罐、器械油二罐、石炭六噸、雜品 及燃料 出火出場手當、練習、傷疾、退職手當 巡捕飲料水、掃除料、消防出初式酒肴料、出 火用水代、巡捕天長節酒肴料其他

		(86)	(85)
附 錄 終	五、議長及會議係	一、議員數 二百五十五名 内 日本人 壹百零一名 支那人 壱百零四名	合計 二五、一六一九八 二二七、五八六〇八
	筆書書書書記記記記記記	二、開期 大正三年三月二十三日より二十四日迄二日間	第四款 團債償還費 一、團債利息 民團事務所公會堂設備費 第五款 年一千二百弗
	佐兒空赤黒田小島閑山澤中貫 藤菊今兼鑄慶 玖太朝次大作郎實治郎治	三、會場 日本俱樂部	正金銀行借入金十萬弗ニ對スル借越契約期 間並年賦償却期間利子見込額 暖房据付及水道布設費
		四、成績 (議事録中にあるを以て署す)	金一千ヶ年二千四百弗、共立醫院補助金一ヶ

